

# 新製品開発の上での 留意点

## 他社の良い製品を 自社でも作りたい

ライバル企業などが良い新製品を市場に提供すると、同じような製品を自社で生産できないかと思われれるかもしれません。しかし、安直に真似をする、他社の知的財産権を侵害する危険性があります。では一体どのような観点で開発を進めれば良いのでしょうか。

## 産業財産権の確認

まず、その新製品のポイントを見極め、特許権や実用新案権、意匠権、商標権といった「産業財産権」が取得されていないか確認することは重要です。その新製品に技術的な工夫が施されていれば特許や実用新案権を、デザインがポイントであれば意匠権を、ネーミングが関係するのであれば商標権を、それぞれ調査する必要があります。

これら産業財産権の調査は、「特許電子図書館」というインターネットの検索情報サービス (<http://www.ipdl.ipdl.go.jp/homepage.ipdl>) を用い、誰でも無料で調査できます。出願人・権利者の名前や、発明のポイントとなるキーワード（例えば「回転」「椅子」といったキーワード）等から検索を行うことができます。この調査により、誰でも使用することのできる一般的な技術が確認できます。なお、特許や意匠は一定期間秘密状態におかれていますので、完全な調査はできないことに注意してください。

## 不正競争行為とは

産業財産権が取得されていないとしても、直ちに他人の製品を真似して良いわけではありません。なぜなら、営業上の利益が害されるおそれのある場合、「不正競争行為」に該当する可能性があるからです。「不正競争行為」は不正競争防止法に規定されていますが、代表的な「不正競争行為」を以下に3つ紹介します。

①他人の周知な商品等と混同を生じる場合

他人の周知な名称や形態等、商品の表示を勝手に自社製品に用いて、混同を生じさせた場合は不正競争行為とされます。判例では、有名な「Mac」(アップルコンピュータ)に、ソーテック社の製造するパソコンが、スケルトン・曲線を用いた全体デザイン・色彩・素材等の点で共通し類似するとして、誤認混同が生じると判断された例があります。

②他人の著名なブランド等に便乗して販売を行う場合

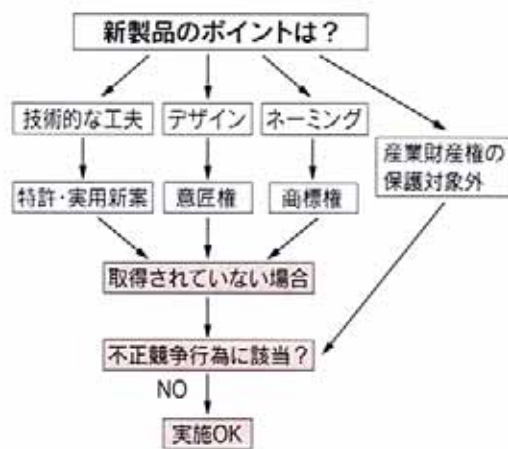
「シヤネル」を店舗名として採用したスナックが不正競争であると認定された判例がありますが、この場合のように、他人の著名なブランドとは全く異なる業種だとしても、そのブランドを勝手に看板や製品等に用いた場合、「他人のブランドの著名性にたまたま乗りした」ものとして不正競争行為とされます。

③他人の新製品とそっくりな製品を製造・販売する場合

他人の製品とそっくりな製品を作った場合も不正競争行為に該当する可能性があります。例えば「たまごっち」という携帯ゲーム機が爆発的に売れた際、そっくり似せて作られた「ニュータマゴウオッチ」なる携帯ゲーム機は不正競争行為と判断されました。

## 開発上の注意

このように、産業財産権が取得されていないものであっても、不正競争防止法によって保護されるケースがありますので、他社製品をそっくり真似することがないように、構造や形態を工夫して独自性を出す工夫を随所に盛り込んでください。そしてパッケージデザインやネーミングについても他社製品と混同が生じないように、十分留意してください。



羽鳥国際特許商標事務所  
弁理士 中村希望

●前橋商工会議所では無料発明相談を毎月第1・3水曜日の午後で開催しております。当事業所の所長弁理士と私が交互に担当しておりますので、お気軽にご相談ください。